

20京大施環化第104号
令和3年1月6日

原子力規制委員会 殿

京都府京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
学長 湊長博

原子炉施設保安規定変更承認申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び第76条の規定に基づき、原子炉施設保安規定の変更承認を別紙のとおり申請します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 国立大学法人京都大学

住 所 : 京都府京都市左京区吉田本町 36 番地 1

代表者の氏名 : 学長 湊 長 博

2. 変更の内容

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の記述を別添の京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後の欄のとおり変更する。
(ただし、下線は含まない。)

3. 変更の理由

令和2年12月24日付けで申請した京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）の変更内容を反映させるため

4. 附則

この規定は、原子力規制委員会の承認を受けた日より起算し、10日を越えない範囲で施行する。

別添 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更比較表（該当箇所のみを記載、変更箇所は下線部）

変更前	変更後	備考																
<p>目次 別図第1 保安活動及び品質保証に係る組織 別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限値</p>	<p>目次 別図第1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織 別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限</p>	<p>記載の適 正化</p>																
<p>附則 この規定は、令和2年3月26日から施行する。</p>	<p>附則 この規定は、令和2年3月26日から施行する。 <u>附則</u> <u>この規定は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>追記</p>																
<p>別表第2 臨界装置に関する主要な核的及び熱的制限値（第59条）</p> <table border="1" data-bbox="120 922 994 1270"> <thead> <tr> <th data-bbox="120 922 483 1074">事項</th> <th data-bbox="483 922 994 1074">制限値等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="120 1074 483 1121">挿入物の反応度</td> <td data-bbox="483 1074 994 1121"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1121 483 1169"> パイルオシレータ</td> <td data-bbox="483 1121 994 1169">0.1% Δk/k 以下（絶対値として）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1169 483 1217"> <u>照射試料</u></td> <td data-bbox="483 1169 994 1217"><u>0.5% Δk/k 以下（絶対値として）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1217 483 1265"> <u>挿入管</u></td> <td data-bbox="483 1217 994 1265"><u>0.5% Δk/k 以下（軽水減速炉心のみ）</u></td> </tr> </tbody> </table>	事項	制限値等	挿入物の反応度		パイルオシレータ	0.1% Δk/k 以下（絶対値として）	<u>照射試料</u>	<u>0.5% Δk/k 以下（絶対値として）</u>	<u>挿入管</u>	<u>0.5% Δk/k 以下（軽水減速炉心のみ）</u>	<p>別表第2 臨界装置に関する主要な核的及び熱的制限値（第59条）</p> <table border="1" data-bbox="1081 922 1955 1222"> <thead> <tr> <th data-bbox="1081 922 1444 1074">事項</th> <th data-bbox="1444 922 1955 1074">制限値等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1081 1074 1444 1121">挿入物の反応度</td> <td data-bbox="1444 1074 1955 1121"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1121 1444 1169"> パイルオシレータ</td> <td data-bbox="1444 1121 1955 1169">0.1% Δk/k 以下（絶対値として）</td> </tr> </tbody> </table>	事項	制限値等	挿入物の反応度		パイルオシレータ	0.1% Δk/k 以下（絶対値として）	<p>照射試料、挿入管の削除（別表第2の2に制限を記載）</p>
事項	制限値等																	
挿入物の反応度																		
パイルオシレータ	0.1% Δk/k 以下（絶対値として）																	
<u>照射試料</u>	<u>0.5% Δk/k 以下（絶対値として）</u>																	
<u>挿入管</u>	<u>0.5% Δk/k 以下（軽水減速炉心のみ）</u>																	
事項	制限値等																	
挿入物の反応度																		
パイルオシレータ	0.1% Δk/k 以下（絶対値として）																	

別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限値 (第59条)

事項	制限値等
燃料集合体の装填位置	中心架台に1体以上の燃料集合体が装填されていること。ただし、炉心の余剰反応度が負の場合は除く
固体減速炉心の燃料集合体等の構成	燃料集合体、減速材及び反射材及びその他さや管は、さや管の上下に厚さ5cm以上の黒鉛若しくは金属が装填されていること。ただし、空さや管あるいは検出器等の挿入孔のある集合体等で設置できない場合は除く
固体減速炉心の炉心配置	炉心を囲む最低1層は黒鉛若しくは金属を装填したさや管で囲むこと。ただし、中性子発生装置のターゲット付近は除く

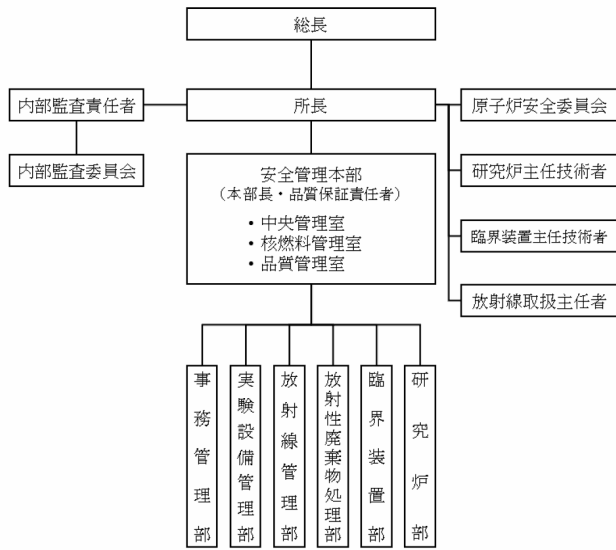
別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限 (第59条)

事項	制限値等
燃料集合体の装填位置	中心架台に1体以上の燃料集合体が装填されていること。ただし、炉心の余剰反応度が負の場合は除く
固体減速炉心の燃料集合体等の構成	燃料集合体、減速材及び反射材及びその他さや管は、さや管の上下に厚さ5cm以上の黒鉛若しくは金属が装填されていること。ただし、空さや管あるいは検出器等の挿入孔のある集合体等で設置できない場合は除く
固体減速炉心の炉心配置	炉心を囲む最低1層は黒鉛若しくは金属を装填したさや管で囲むこと。ただし、中性子発生装置のターゲット付近は除く
軽水減速炉心の炉心配置	<u>検出器を挿入するための挿入管は管の内部に水が流入した場合であっても炉心に反応度が加わらない場所に設置すること。</u>
照射物	<u>燃料体に貼り付ける又は軽水減速炉心の燃料板の間に挿入する照射物は使用しないこと。</u>

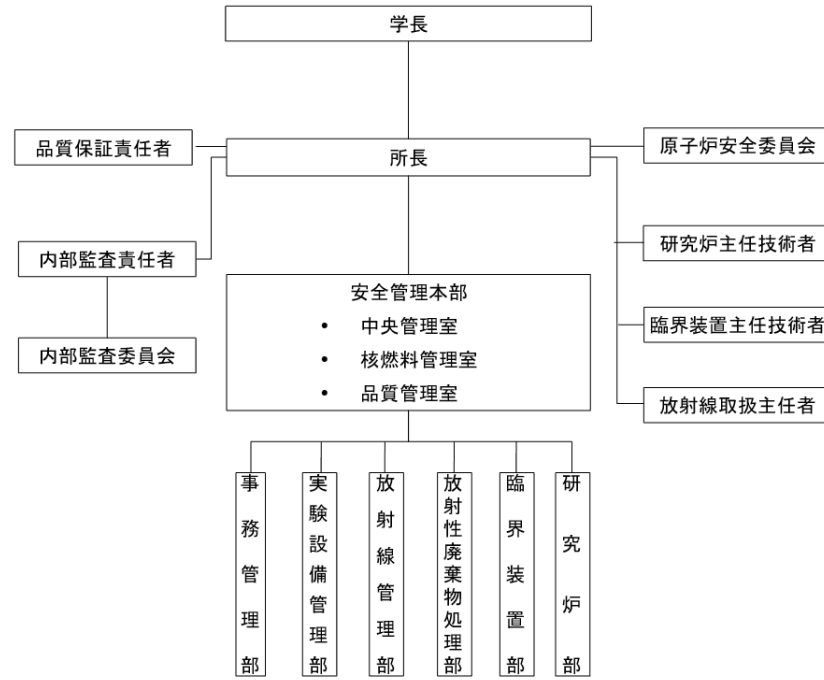
挿入管の設置場所制限追加

照射試料使用禁止

別図第1 保安活動及び品質保証に係る組織



別図第1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織



記載の適
正化